

## 第 73 回国民体育大会（福井県）報道員およびその他大会関係者宿泊規程

## 1 趣旨

この規定は、「第 73 回国民体育大会（福井県）宿泊要項」（以下「宿泊要項」という。）に基づき、報道員およびその他大会関係者の宿泊に関して必要な事項を定める。

## 2 宿泊料金等

## (1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の 15 時から出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊朝食付とするが、宿舎事情により、朝食の提供が困難な場合は素泊まりとする。

## (2) 宿泊料金

宿泊料金は「宿泊要項」の定める額によらず、宿泊施設が定める額とする。

## (3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

## (4) 欠食控除

朝食が必要ない場合は、前日の 12 時までに宿舎に申し出るものとし、控除額は「宿泊要項」の定める額によらず、宿泊施設が定める額とする。

## (5) 休憩料金

入宿日の 15 時以前および出発日の 10 時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

## (6) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ）が、各宿舎の指定する方法により現地で精算する。

## (7) 宿泊取消料

- ① 宿泊を取り消した場合の取消料は次のとおりとし、宿泊責任者または本人が当該宿舎に直接支払うものとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不 要	
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の 20%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の 100%	

- ② 宿泊申し込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記①の定めに関わらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

- ③ 宿泊責任者または、本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込み代表者が最終責任を負うものとする。
- ④ 取消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消し料のみを徴収する。
- ⑤ 荒天等により、交通機関が不通となり、宿舎への到着が困難な状況が生じた場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

(8) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、平成30年9月5日(水)15時から平成30年9月18日(火)10時および、平成30年9月25日(火)15時から平成30年10月10日(水)10時までとする。

3 宿泊の申込み

- (1) 宿泊の申込みは、別に定める第73回国民体育大会(福井県)宿泊業務実施要領(以下「実施要領」という。)により、宿泊申込み代表者がインターネットを利用して、「福井しあわせ元気」国体合同配宿本部(以下「合同配宿本部」という。)に行く。

4 宿泊の変更および取消し

- (1) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更・取消は認めない。

5 昼食

- (1) 国体昼食弁当については、報道員の希望により、県実行委員会および会場地実行委員会が次によりあっせんするものとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当(お茶を含む)	税抜	900円以内
	税込(8%)	972円以内

6 その他

- (1) この規程に定めるもののほか、報道員の宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定める。